

武雄市物価高騰影響軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格その他の物価高騰等の影響を受けている市民生活及び経済活動に対する支援として行う武雄市水道料金負担軽減支援事業の対象とならない者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所（以下「事務所等」という。）を有する者
- (2) 市内において佐賀西部広域水道企業団と給水契約のない者

2 前項の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな。次の各号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与している場合も同様とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和5年7月から同年9月までの各月のうち前条に規定する補助対象者の要件を1日以上満たしている月の数に、810円を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者（当該補助対象者が市内に住所を有する者である場合は、当該者の属する世帯）につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武雄市物価高騰影響軽減補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を、令和5年10月1日から同年11月30日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を武雄市物価高騰影響軽減補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定及び確定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、武雄市物価高騰影響軽減補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。